

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和元年6月21日(金) 午後1時35分～午後1時42分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 堀 巖 副委員長 鬼頭博和 委員 片岡健一郎
委員 水野忠三 委員 宮川 隆 委員 伊藤隆信
委員 木村冬樹

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、同統括主査 酒井寿、維持管理課長 高橋太、同統括主査 寺尾健二、学校教育課長兼学校給食センター所長 石川文子、同主幹 井手上豊彦、生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長 竹井鉄次、同統括主査 新中須俊一

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第54号	訴えの提起について	全員賛成 原案可決

総務・産業建設常任委員会（令和元年6月21日）

◎委員長（堀 巖君） それではお揃いですので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託された案件は、議案1件であります。審査に入る前に当局からご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎総務部長（山田日出雄君） 追加の議案ということで、お忙しいところ、またよろしくお願ひしたいと思ひます。総務の委員会には1件、付託をされております。関係職員も出席しておりますので慎重なご審議をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願いします。

◎委員長（堀 巖君） ありがとうございます。

それでは、議案第54号「訴えの提起について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎委員長（堀 巖君） 省略という声がありました。それでは当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

◎委員（宮川 隆君） 確認なんですけれども、現在、相手者の居所不明ということなんです、裁判をおこすことによって、住所等は明確になるということなんですしょうか。

◎生涯学習課長（竹井 鉄次君） 裁判により明らかになるというか、私どものほうでお示した住所がそのまま、裁判でも適用されるということでございます。以上です。

◎委員（宮川 隆君） この住所自体は居所不明ということ、この訴えの本旨からいけば、不法に置かれている物を撤去するというのが本来目的ですよね。連絡とれなければ意味がないと思うんですけれども、そのへんがどういふようなこれからの取り組みとかの流れになるのでしょうか。

◎生涯学習課長（竹井 鉄次君） 本件につきましては、裁判所に対して訴訟を起こしていただきますと、相手方に対して公示送達というかたちで、訴えられているよという旨が、手続きをされます。そうすると2週間という期間をもって本人に到達したということになるということでございます。ですから実際にその本人が手元にそういったものが届かなくても公示送達という手続きがあるということでございます。

◎委員（木村 冬樹君） 私、議員になってから初めてこういう訴えの提起という議案であるというふうには思っています。地方自治法上で議会の議決をということでもあります。経緯等がすごく細かくわかるようになっているとこ

ろで、1つずつ手順を踏みながらやってきて、期間があいているところもあるものですから、慎重な対応をしてきたのかなというふうに思っているところです。これは1つの、こういったケースでの対応の仕方というかたちになってくるのかなというふうに思っているところで、今回は石仏スポーツ広場の駐車場にいわゆる放置されている車両のことでありますけど、その他市道だとか、あるいは市の所有地のところに放置されている車両というのは他にもあるのではないかなと思っているんですけど、そういった実態について少し説明していただければと思います。

◎維持管理課長（高橋 太君） 今、委員さんのほうから市道ということがあげられましたので、市道についての対応のほうを少し説明させていただきますと、市道につきましては、通常の公共用地とはちょっと違いまして、道路法によって規定されておりました、道路法の第44条の2に道路に放置された物件が交通に危険を及ぼし、またそれらの恐れがあると認められる場合、これらの放置物件のことを道路法では当該違法放置等物件と言っておりますけど、そちらを道路管理者自らが除去することができるという規定がございます。

◎行政グループ長（佐藤 信次君） 道路以外の他の公共施設も含まれておりましたので、それについてお答えをさせていただきます。他の公共施設において放置自動車が置かれているという事案は特段ございませんのでよろしくお願いいたします。

◎委員（木村 冬樹君） じゃあ道路上のことにしますけど、道路上ではそういった車両というのが確認できているのか。例えば交通に障害、支障を及ぼしたり、危険が特段ないというようなケースでずうっと放置されているような車両というのは市では把握されているのでしょうか。

◎維持管理課長（高橋 太君） 現在、道路に放置されておりました車両につきましては、昨年度2台ございましたので、そちらを、道路法、先ほど申し上げませんでしたけど、現場から撤去して道路法上はすぐに処分はできなくて、半年間、保管期間を設けるという規定になっておりますので、現在、昨年度移動した車両については、夢結橋、北島藤島線の弧線橋の下のスペースに保管しておりました、さらに今年度に入りまして、3台も同様に夢結橋の下に保管しているという状況でございます、道路に今放置されているものはないというふうに認識しております。

◎委員長（堀 巖君） 他はありませんか。

（挙手する者なし）

ないようですので質疑を終結いたします。

次に委員会討議ありませんね。ないですね。

討議もないようですので、次に議案に対する討論ありますでしょうか。

(挙手する者なし)

討論もないので直ちに採決に入ります。

議案第54号「訴えの提起について」について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成であります。

採決の結果、議案第54号は全員賛成により可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上でございます。

なお、委員会の委員長報告の文案については、正副委員長にご一任願いたいと思います。よろしく願いいたします。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。